

消費税転嫁対策特別措置法！！

10月1日、上記法律の適用が開始した。禁止されるのは、①消費税の転嫁を拒否する行為(減額・買ったたき等)②転嫁についての嘘の広告等の行為である。一方、①「総額表示義務」の条件付緩和②中小企業が共同で行う(価格・表示)カルテル等の行為が認められる。

難しい面が多々ありますが、ご相談があれば、さくら事務所として出来るだけの対応を行います。



(竹内)

法人事業税について

法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事務所所在の都道府県が、その事業を行う法人に課する都道府県税です。

法人事業税は、資本金1億円未満の法人については所得額に一定税率を乗じて、資本金の額が1億円を超える法人については所得額・付加価値額(給与・利息・賃借料・損益)・資本金等額の3つの要素を基に、計算されます。

また、2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人については、一定の分割基準によって、関係都道府県に分割して納税することとなります。

なお、公益法人等の収益事業以外の所得や医療法人等の社会保険診療報酬にかかる所得については、課税対象外とされています。

従来、徳島県においては、資本金1億円超の法人について、県独自の实地調査が行われていましたが、平成24年度より、資本金1億円以下の法人の分割基準についても、实地調査が行われるようになりました。

法人事業税以外にも償却資産税(固定資産税)の調査など、地方税においても实地調査が行われるケースが増えております。今まで以上に、適正申告に気をつけたいものです。

(大寺)

後継者・若手経営者向け セミナーのご案内

- ◇ 日時 平成25年11月18日(月) 16:30 ~ 19:30
- ◇ 場所 ホテルサンルート徳島2階 BIZAN 会場
徳島市元町1丁目5-1
- ◇ 内容 ・『今さら聞けない 決算書の読み方 ~ キホンのキ ~』
さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司
・名刺交換会
・懇親会【ビュッフェ形式による食事】
- ◇ 会費 4,000円
- ◇ 定員 30名
- ◇ 締切 平成25年11月8日(金)

ご出席の方は、事前に電話にてお申し込み下さい。

お知り合いの方をお誘い合わせのうえ、
お気軽にご参加下さい♪♪

ご参加頂けますことを
役職員一同お待ち申し上げます。



36協定の締結・届出はお済みですか？



使用者は、労働者に法定労働時間(1週間40時間、1日8時間)を超えて労働させたり、法定休日に働かせることは原則として認められません。

ただし、例外として労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と書面で時間外・休日労働協定(いわゆる36協定)を締結し、行政官庁に届け出ることにより『労働時間を延長させ、又は休日に労働させること』が可能となります。

👉 チェックポイント

- ◆ 1日の実労働時間が8時間を超える日がある。
- ◆ 1日に実労働時間が8時間を超えることはないが、週の実労働時間が40時間を超えることがある。
- ◆ 所定休日の出勤により、1週(暦週)に1日も休日がない週がある。
- ➡ 上記のいずれかに該当すれば36協定が必要です。

(岩佐)

会計制度 ～ 計算書類の注記表について⑧ ～

会社計算規則では、原則として個別注記表を作成するよう要求されています。今回は、「賃貸等不動産に関する注記」についてご説明します。

会社計算規則第110条
賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)とする。
一 賃貸等不動産の状況に関する事項
二 賃貸等不動産の時価に関する事項

注記の対象となる「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類されている不動産以外のものであって、賃貸収益またはキャピタルゲイン(値上がり)の獲得を目的として保有されている不動産をいいます。

ポイントとなるのは、賃貸等不動産の範囲を定めるに当たっては、使用目的による区分ではなく、賃貸されているという形式的な区分を重視するため、賃貸されている不動産は賃貸等不動産に該当するという点です。

例えば、自社製品を生産する工場は、物品の製造を目的として保有する不動産であるため通常は賃貸等不動産には該当しませんが、当該不動産を生産や出荷等の業務を委託する相手先に賃貸しているケースでは、賃貸等不動産に該当するものと考えられます。

なお、工場内の機械を含めて賃貸するケースもあると考えられますが、賃貸等不動産の範囲としては、有形固定資産のうち不動産である土地、建物、構築物および無形固定資産のうち借地権などが含まれ、機械等の動産は含まれないことに留意が必要です。

(中小法人(資本金1億円以下の法人)には記載義務がありません)

(渡邊)

リスマネ委員会 ～ 医療保険について ～

近年、医療技術の進化やニーズの多様化に伴い、医療保険も保障内容の多様化・保険料の低額化が進んでいます。これに伴って、昔加入した医療保険の内容を見直したいという声、具体的には「入院だけでなく、通院治療も保険の対象にならないか？」「保障内容はシンプルで良いから、より安い保険はないだろうか？」というご相談をお客様から頂くことが多くなりました。

当然、各々のお客様によって事情もご希望も異なりますから、絶対的な正解はお示しできません。しかし、「自分のニーズに合ったサービスを、安価に」という方向で医療保険を見直す際の基本的な考え方としては

「公的な医療保険制度(下表)の範囲を超える部分を最低限補うことができる医療保険を探す」ということになるのではないのでしょうか。

医療費の自己負担限度額(1ヶ月あたり/70歳未満)

対象者	自己負担限度額(外来または入院)	多数該当
上位所得者(標準報酬月額53万以上)	15万円+(総医療費-50万円)×1%	83,400円
一般所得者	8万100円+(総医療費-26万700円)×1%	44,400円
低所得者(住民税非課税者)	3万5400円	24,600円

注)4回目以降の限度額は上記計算金額ではありません

あくまでも参考ではありますが、判断基準の一つにしていいただければと思います。

(奥山)

11月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- ※ 年金週間(6日～12日)・国民年金制度推進月間
建設雇用改善推進月間・職業能力開発促進月間
労働保険適用促進月間・労働時間適性化キャンペーン

医療係 ～ ゴルフ場への往復高速料金は旅費交通費? 交際費? ～

医師会等のゴルフに参加される事があると思いますが、ゴルフ場へ行く際に高速道路を利用することがありませんか?では、この高速料金は旅費交通費でしょうか?それとも、交際費でしょうか?

答えは「交際費」として処理することになります。

税務上の交際費とは

交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの(租税特別措置法61条の4第3項)

上記のとおり「接待等に類する行為のために支出するもの」は交際費として処理しなければなりません。旅費交通費であれば、全額損金計上できますが、交際費となると法人では「交際費等の損金不算入」(租税特別措置法61条の4)により一部、または全部が損金計上できなくなるため注意が必要です。

資本金の額又は出資金の額	損金不算入額
1億円以下(中小企業)	600万円までの10%+600万円超の全額(※)
1億円超	全額



(※)平成25年度税制改正において平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度の中小企業は800万円以下の交際費を全額損金算入可能となっております。

最近是有料道路自動料金収受システム(ETC)を利用することで、クレジットカード決済をする方が増えてきております。通行記録から「通常の旅費交通費」と「接待行為のための支出」とを明確に分ける必要があります。

(後藤)

資産税係 ～ 国外財産調書制度がはじまります! ～

1. 制度のあらまし

今日、外貨建預金など資金をドルなどの外貨で運用したり、中国株などの外国株式へ投資したり、海外の不動産投資をしたりするなど、資金を海外資産で保有する方が増えています。これに伴って問題化し始めたのが、海外の不動産の売却益や、海外の銀行預金や外債の利息、外国株式の配当や売却益などを適正に申告しない課税回避が増えていることです。

そこで、日本人が海外で保有する財産の実態を把握すべく導入が決まったのが、「国外財産調書制度」です。

制度の概要は、居住者の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する人は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その翌年の3月15日までに、所轄の税務署長に提出しなければならないというものです。提出を故意に怠った場合、懲役や罰金刑が科されるという重い罰則がついております。

施行後最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出することとなります。

2. 財産の内外判定

「国外財産」とは「国外にある財産をいう」とこととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの所在判定については、基本的には財産の所在について定める相続税法第10条等の規定によることとされています。

- ① 動産若しくは不動産など…所在地で判定
- ② 預貯金など…その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在地で判定
- ③ 社債、株式など…
発行法人の本店又は主たる事務所の所在地で判定

3. 有価証券の内外判定

有価証券の種類	国外or国内
外国の企業が発行する株式・社債	国外
外国の政府が発行する国債・地方債	国外
外国籍の投資信託(外貨建MMFを含む)	国外
日本の企業が外国で発行する株式・社債	国内
日本籍の投資信託で信託財産に外国債券を含むもの	国内

上記のように、国外財産といっても国外にあるとは限りませんので、ご注意ください。

「国外財産調書」について、詳しくは当社までお問い合わせください。

(坂田)

建設係 ～ マニフェスト制度の運用について ～

マニフェストは、一次マニフェスト(排出事業者、運搬業者、中間処分業者)と二次マニフェスト(中間処分業者、運搬業者、最終処分業者)の2グループに分類されます。

使用する様式は両グループとも同じものとなります。またマニフェストには紙マニフェスト(複写式)と電子マニフェストがあります。以降では、一次マニフェスト(紙様式)での流れをご説明します。

マニフェストは7枚複写(A, B1, B2, C1, C2, D, E)で構成され各票の流れと役割は下記の通りとなります。

マニフェスト	流れ方	役割分担
A	排出事業者の控え	排出事業者の廃棄物引渡し確認用
B1	排出事業者⇒運搬業者⇒処分業者⇒運搬業者の控え	運搬業者の運搬終了確認用
B2	排出事業者⇒運搬業者⇒処分業者⇒運搬業者⇒排出事業者	排出事業者の運搬確認用
C1	排出事業者⇒運搬業者⇒処分業者の控え	処分業者の処分終了確認用
C2	排出事業者⇒運搬業者⇒処分業者⇒運搬業者	運搬業者の処分終了確認用
D	排出事業者⇒運搬業者⇒処分業者⇒排出事業者	排出事業者の処分終了確認用
E	排出事業者⇒運搬業者⇒処分業者⇒排出事業者	排出事業者の最終処分終了確認用

※上記E表は、二次マニフェストの最終処分業者から一次マニフェストの中間処分業者に処分報告完了後に排出事業者に戻送されます。

※マニフェストには返送期限があり、(B2, D)は交付日より90日 (E)は交付日より180日以内にそれぞれ排出事業者に戻送される必要があり、各票とも送付を受けた日若しくは送付した日から5年間の保存義務があります。

(天羽)

11月の税務

- 1 所得税の予定納税額の納付(第2期分) 納期限…12月2日
- 2 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付 納期限…12月2日
- 3 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…11月15日
- 4 個人事業税の納付(第2期分)
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
- 5 10月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…11月11日
- 6 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…12月2日
- 7 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…12月2日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…12月2日
- 9 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…12月2日
- 10 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…12月2日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヵ月分) (消費税・地方消費税) 申告期限…12月2日

※ 税を考える週間…11月11日～17日



さくら税理士法人 新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします!!

税務部 第2課 孝志 洋平

はじめまして。10月1日よりさくら税理士法人に入所いたしました孝志(たかし)洋平と申します。名前が二つ続いているように思われる方がいらっしゃるかも知れませんが、「孝志」は苗字です。私の本籍がある鹿児島県の喜界島にもほとんどない苗字なのですが、妙な苗字のためよく覚えていただける点は感謝しております(笑)

私は生まれてからずっと埼玉県に住んでおりましたが、おとしご縁に恵まれ(さくら通信2012年4月号「招かれざる客」参照)、まったく初めての地である徳島県に永住することとなりました。最初は不安が大きかったのですが、住んでみると大型商業施設やゴルフ場が近く、とても住みやすく感じております。

早く仕事に慣れて、皆様のお役に立てるように努力して参りますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

税務部 資産税課 孝志 茜

孝志茜と申します。東京の新日本有限責任監査法人で6年弱勤め、この度11年振りに徳島に帰ってきました。竹内の娘です。

幼い頃は、小学校から帰ってきたら、事務所に「ただいま!」と言ってから、自宅に戻っていましたが、事務所に遊びにきたり、懇親会にも参加してましたので、幼い頃から知っていたという方もいらっしゃると思います。そんな生まれ育った場所での度仕事をする事になり、少し不思議な気持ちです。

趣味はゴルフで、私よりもゴルフにはまっている主人とは月1回のペースでラウンドしています。それなのに先日200人程が参加したゴルフコンペでブービー賞を取ってしまいました。。。

昔から慣れるのには少し時間がかかるけど、最後まで諦めずに頑張るタイプですので、仕事もゴルフも少しずつ慣れていけたらと思っています。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181